

職員の提案に関する訓令

平成13年10月15日

本部訓令第23号

〔沿革〕 平成16年4月本部訓令第9号 平成22年3月本部訓令第5号
平成25年9月本部訓令第17号

職員の提案に関する訓令を次のように定める。

職員の提案に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、職員の意見、要望等の提案（以下「提案」という。）を積極的に集約し、業務や組織運営に反映させることにより、職員の士気の高揚を図るとともに、明るく働きがいのある職場づくりを推進するため、職員の提案の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議委員会の設置)

第2条 職員の提案に対し、迅速かつ誠実に対応するとともに、必要な措置を講じるため、県本部に審議委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員長には警務部長を、委員には、総務部総務課長、警務部警務課長、生活安全部生活安全総務課長、地域部地域課長、刑事部刑事総務課長、交通部交通総務課長、警備部公安第一課長、情報通信部通信庶務課長、総務部会計課長及び総務部装備課長の職にある者をもって充てる。

3 委員会の庶務を行うため、警務部警務課に事務局を置く。

(委員会の開催)

第3条 委員長は、提案の審議を行うため、必要に応じて委員会を開催し、会議を主宰する。

2 委員長は、必要により委員以外の職員に対し、委員会への出席を求めることができる。

(提案の提出方法)

第4条 職員は、提案があるときは、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）又は所属長に、警務課長あての提案は、文書又は千葉県警察情報管理システム（以下「ネットワークシステム」という。）により、所属長あての提案は、口頭又は文書により提出するものとする。

2 警務課長あての提案については、所属、氏名等を記載しなくても提出できるものとする。

3 所属長あての提案のうち、所属において対応が困難なものについては、所属長が警務課長に速やかに回付するものとする。

(掲示等)

第5条 事務局は、提案のうち、審議を必要とするものについては委員長及び各委員に報告するとともに、提案者の所属、氏名等を除き、ネットワークシステムに掲示するものとする。

2 掲示された提案に対し、同様の意見、代替案等がある職員は、ネットワークシステムにより意見を提出するものとする。

(審議等)

第6条 委員長は、各委員に意見を求め、提案を検討する主管課及び関係課を決定

して、当該課長に検討させるものとする。

- 2 主管課長及び関係課長は、速やかに提案について検討し、その結果を委員会に報告するものとする。

なお、検討に当たり、当該提案に対する他の職員の意見があるときは、これを参考にするものとする。

- 3 主管課長及び関係課長は、提案の内容が実現困難であっても他の手段、方法等により可能な対策を講じるなどにより実現に努めるものとする。
- 4 委員会は、主管課長及び関係課長の検討結果について、予算措置、各種制度の改正、装備及び施設の充実、組織運営や業務運営の見直しなど、あらゆる視点から審議するものとする。

(回答)

- 第7条 委員会において審議が終了したときは、事務局を經由してネットワークシステムに掲示することにより、職員への回答に代えるものとする。

なお、定期的に文書により所属長に通知するものとする。

- 2 所属長あての提案について当該所属長は、迅速かつ誠実に検討し、回答するものとする。
- 3 所属長が回答したものについては、その提案及び回答概要を警務課長に報告するものとする。

(所属長の責務)

- 第8条 所属長は、ネットワークシステムに掲示されている提案及び回答について、職員に周知するとともに、提案の実現に努めなければならない。

(報告)

- 第9条 委員長は、提案のうち、特に重要と認めるものについては本部長に報告し、指示を受けるものとする。

(賞揚)

- 第10条 優れた提案を行った職員に対しては、積極的に賞揚するものとする。